

## 辰野町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、町における婚姻数の増加と少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、辰野町補助金等交付規則(昭和54年辰野町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該年度4月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については、勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (3) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 世帯の所得(所得証明書等をもとに、申請年度前年分の夫婦の所得を合算した金額(婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職した場合にあっては、当該者についての所得をなしとして算出した金額)をいう。以下同じ。)が400万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が400万円未満であること。
- (3) 対象となる住居が町内にあること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(5) 夫婦ともに町税等に滞納がないこと

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び決定等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、辰野町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書
- (3) 離職票(婚姻を機に離職した場合)
- (4) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類(貸与型奨学金を返済した場合)
- (5) 物件の売買契約書及び領収書の写し(住居費における購入の場合)
- (6) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費における賃貸借の場合)
- (7) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合)
- (8) 引越しに係る領収書の写し(引越費用の場合)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、辰野町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による交付申請は、当該年度4月1日から翌年3月31日までの間に行わなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第6条 申請者は、決定通知書を受け取った場合は、速やかに辰野町結婚新生活支援事業補助金請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前各号に規定するもののほか、この要綱及び規則に違反したとき。

2 町長は、前項の規定に基づき、補助金の全部又は一部を取り消したときは、申請者に対し、当該金額の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。